

佐那河内村立学校
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

佐那河内村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	3
2. 目標	4
3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
4. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」にもとづき、教育職員の勤務実態を把握・管理し、業務量の適切な配分および健康保持を図ることで、持続可能で健全な学校運営と教育の質の向上を目指すものである。

(2) 本村の現状

- 本村では、文部科学省による「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の勤務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月17日告示）」に基づき、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- 現在本村では、学校業務支援システムを活用し、教育職員の在校等時間の客観的な把握を実施している。その結果、直近2年の時間外在校等時間の状況は下記のとおり。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（令和5年度との比較）】

■小学校

	年平均	月 45 時間超の割合	月 80 時間超の割合
令和6年度	38.2 時間	45.5%	5.2%
令和5年度	45.6 時間	47.0%	9.8%
増減	△7.4 時間	△1.5%	△4.6%

■中学校

	年平均	月 45 時間超の割合	月 80 時間超の割合
令和6年度	39.1 時間	38.2%	6.1%
令和5年度	37.8 時間	35.5%	9.1%
増減	1.3 時間	2.7%	△3.0%

- 「1か月あたりの平均時間外在校等時間」については、小学校・中学校ともに上限指針の45時間を下回っているものの、30時間程度という目標には到達していない。また、「1か月あたりの平均時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合」においては、小学校が54.5%（令和6年度）、中学校が61.8%（令和6年度）と、45時間以上の時間外勤務を要する教育職員も見受けられる。
- こうした現状を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき本計画を策定する。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ 退勤時間から翌日の出勤時間までに11時間以上のインターバルを確保する割合を100%にする。
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

(3) 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 徳島県教育委員会及び各市町村教育委員会が実施すべき業務量管理・健康確保措置の内容を共通の「学校における働き方改革推進パッケージ（以下「改革推進パッケージ」という。）」として位置付け、包括的に取りまとめている。
- 本村では、地域や学校の実情に応じて、主体的に実効性のある取組を「改革推進パッケージ」から選択し、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

登下校時の通学路における日常的な見守り活動について、地域ボランティア等との連携による体制を確立する。学校運営協議会等とも連携し、教育職員は緊急時の対応に限定することで業務負担を軽減する。

イ. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求など、学校単独での対応が困難な事案について、村の教育委員会及び総務課並びに顧問弁護士及び警察等の外部専門機関と連携し、対応を行う。初期対応から管理職や教育委員会が対応し、個人で対応しない体制を構築し、教師の精神的負担を軽減する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア. ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

学校における ICT 機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理、トラブル対応について、ICT 支援員（ICT サポーター）の配置を拡充する。また、端末やネットワークの定期メンテナンスは専門業者への業務委託を推進し、教育職員が対応をしなくて良い環境を構築する。

イ. 学校体育館等の施設・設備の管理

学校体育館や校庭などの施設・設備の日常的な点検・維持管理について、専門業者や学校用務員、シルバー人材の活用を促進し、教育職員の負担を軽減する。

ウ. 部活動

活動の指導・引率業務について、段階的な「地域部活動」への移行を促進する。部活動指導を希望する教師に対しても、週当たりの指導日数・時間の上限を設定し、必要に応じて、外部指導者を配置することで、教師の負担を軽減する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア. 授業準備

教師が授業準備に集中し、質の高い教材を作成できるよう、村費教職員および学習指導員等の配置の拡充、デジタル技術の積極的な活用を促し、教師の負担を軽減する。

イ. 学習評価や成績処理

採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については、学習指導員等の支援スタッフを配置し、教師の負担軽減を図る。

ウ. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

支援が必要な児童生徒・家庭へのきめ細やかな対応を行うため、教室でのサポート体制を強化する。スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）との情報共有を密に行い、専門職が家庭訪問や関係機関との連絡調整を担うことで、担任教師のケース対応業務の負担を軽減する。

エ. クラウドツールの活用促進

- ・会議や保護者説明会での資料のペーパーレス化を実現し、クラウド上で情報を共有し、印刷時間の短縮や説明時間の充実を図る。
- ・県域アカウントの活用を促進し、共同編集機能やチャット機能を用いた業務の効率化を図る。また、会議の予定など、組織内のスケジュール管理を（会議の予定など）や情報共有（会議の連絡事項の共有）にも活用する。

オ. 学校運営協議会や地域人材等との連携（コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上）

- ・学校における働き方改革について、保護者や地域住民等の理解・協力が得られるよう、学校運営協議会において協議等を行う。
- ・PTA 主催の行事や同窓会行事の開催等については、行事を主催する各主体が責任をもって実施するよう依頼し、教育職員の負担を軽減する。

(2) 学校における措置の推進

① 休暇を取り（帰り）やすい環境づくり

- ・長期休業の期間中に5日間以上の一斉閉校期間を設け、教育職員がリフレッシュできる環境づくりを進める。
- ・教育職員が帰りやすい環境をつくるため、定時退校日等を設定し校内に周知を図る。
- ・年間行事予定等において、教育職員が休暇を取得しやすい日を色分けする「見える化」等の工夫を行う。

② 休憩時間の確保と校時表の見直し

学校ごとに教育職員の勤務時間を明確に示す。また、休憩時間については、勤務時間中に柔軟に取得できることを校内で周知する。

③ 時間外の電話対応時間等の設定等

- ・放課後・勤務時間外における執務時間創出・負担軽減のため、電話対応時間の設定等を行う。
- ・学校の「窓口対応時間」の明確化、保護者・地域への周知を行う。休み時間の短縮や毎日の清掃時間の見直しなど、校時表を見直し、放課後に子どもたちに向き合うための時間を創出する。

④ 校務効率化・省力化の推進

- ・校務分掌の見直し・平準化を行い、教育職員間の分担の偏りを極力なくす環境を整備する。
- ・会議の精選や運営の効率化（オンライン化、ペーパーレス化、資料の事前配付など）を推進する。
- ・各種研修について、オンラインでの実施を検討するなど、効果的な実施形態への変更・見直しを研究・推進する。

⑤ 授業時数や学校行事の在り方の見直し

- ・児童生徒が主体的に学ぶ時間を確保するため、時間的にゆとりのある教育課程の編成、授業時間の変更（45分授業等）などの見直しを図る。
- ・学校行事についても、行事の教育的意義を勘案しつつ、不要なものは削減、必要なものについても時間的短縮を検討する。

⑥ クラウドツールの活用促進

- ・教育 DX ロードマップで示された「12のやめることリスト」の取組について、検討、導入する。

⑦ カリキュラム・マネジメントの一層の推進

- ・同一学年、複数学科で共通の教材を用いて授業を組織的に行う。
- ・教育課程の編成に付随して児童生徒に課す課題について、校内で精選し、主体的な学びを促進させるよう工夫する。

⑧ 徳島型メンター制度の活用

- ・メンター制度を活用し、経験年数の少ない教育職員に対する相談・支援体制を強化する。

⑨ 教育職員の「とくしま教員育成指標」に基づくスキルアップと管理職による適切なフィードバック

- ・研究授業における協議をはじめ、様々な校内研修を通じ、管理職から適切なアドバイス、フォローアップ等を行う。

⑩ 「学校の部活動に係る活動方針」の策定

- ・佐那河内村教育委員会が策定した「設置する学校に係る部活動の方針」に従い、活動時間や休養日などを遵守した活動を推進する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

① 上限指針（注1）の遵守

- ・「意識を変容」し、自身のタイムマネジメントを行う。
- ・出退勤管理システムへの正確な入力を行い、現状を「見える化」する。
- ・「振り返り」を行い、「行動を変容」する。

（注1）月45時間以内、年間360時間以内

② 服務監督教育委員会・校長等による勤務管理

- ・教育職員の勤務状況の把握・改善のため、人事評価に勤務状況等の項目を設定し、運用する。
- ・業務が長時間に及ぶ教育職員への支援・指導にあたり、産業医、社会保険労務士等との連携を図る。
- ・村教育委員会は、時間外在校等時間の月ごとの平均、1か月時間外在校等時間が45時間超の月ごとの割合を毎年度ホームページで公表する。

③ 年次有給休暇等の取得促進

- ・出産、育児や子の看護に係る休暇、介護に係る休暇などの休暇制度について、周知を図る。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。

④ 教育職員間のコミュニケーションと信頼関係構築によるメンタルヘルスケアの充実と心理的安全性の確保

- ・風通しのよい職場環境づくりを目指し、教育職員のハラスメントなどに関する相談窓口の周知・徹底を図る。

⑤ 医師・公認心理師等によるカウンセリングの強化及び衛生委員会等による管理職に対する指導・助言

- ・長時間労働による心身の健康悪化を未然に防止するため、著しく時間外等在校時間が増加するなどした教育職員に対し、産業医等が面談を行う。
- ・産業医等の面談により、自身の健康状態への気づきや医療機関への受診等に繋げるとともに、面談結果を学校の管理職に通知することで就業上の措置や職場環境改善を促し、時間外在校等時間の短縮及び働き方改革に向けた取組を推進する。

4. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度村の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、徳島県で導入している学校業務支援システムで把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本計画における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。